

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 454

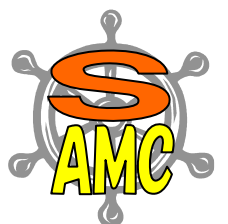
2025年 4 月号 APRIL



## 今月のお知らせ

社会保険や雇用保険の料率に変更されています。事務処理に気を付けてください。

- ／ 4月から変わります・変わっています
- ／ 注目の年収の壁、非課税枠160万円に引き上げ
- ／ はしやすめ ・桜の話
- ／ 税務まめ辞典 ・必要経費とは？



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 4月から変わります・変わっています

## 令和7年3月分(4月納付分)より長崎県の健康保険・介護保険の料率が変更されています

- 健康保険料率 10.17% → 10.41% (労使折半5.205%ずつ)
- 介護保険料率 1.60% → 1.59% (労使折半0.795%ずつ)
- 子ども・子育て拠出金 0.36% (全額事業主負担) ※変更なし

## 令和7年4月～令和8年3月までの雇用保険料率が変更されています

- 一般事業 14.5/1000 (労働者負担 5.5/1000 事業主負担 9/1000)
- 建設 17.5/1000 (労働者負担 6.5/1000 事業主負担 11/1000)
- 農林水産 16.5/1000 (労働者負担 6.5/1000 事業主負担 10/1000)

## 個人に係る保険料

- 国民年金保険料 月額16,980円 → 17,510円 (530円増)
- 国民健康保険税 (長崎市の場合) 上限合計106万円 → 109万円
  - ・基礎課税額 所得割率 9.3% (上限65万円) → 9.3% (上限66万円)
  - ・後期高齢者支援 所得割率 3.3% (上限24万円) → 3.3% (上限26万円)
  - ・介護保険分 所得割率 2.7% (上限17万円) → 2.7% (上限17万円)
- 後期高齢者医療保険料 (長崎市の場合)
  - ・所得割率 10.31% (上限80万円) → 変更なし
  - ・均等割額 52,400円 → 変更なし
- 介護保険料 (長崎市の場合)  
所得に応じて年間23,300円～195,800円の13段階 → 変更なし

## 在職老齢年金の支給停止額の見直し

老齢厚生年金の基本月額と給与等の総報酬月額相当額との合計が「50万円」を上回る場合に年金の支給停止がなされていましたが4月以降は「51万円」に変更されています。

## 失業手当の給付制限期間が短縮されます

自己都合により退職した人は7日間の待機期間後に、これまで失業手当の給付を受け取れない期間が2か月間ありましたが4月1日から1か月間に短縮されます。

ただし、過去5年間に2回以上自己都合で退職した人はその後3か月間は失業手当が受け取れません。

## 車検の更新が2か月前から可能になります

これまで車検証の有効期限の1か月前からでないと車検を受けられませんでした。4月から有効期限の2か月前から受けることが可能になりました。決算までに車検を受ければ節税対策になります。

## 戸籍に氏名のフリガナが追加されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され本籍地の市町村から「戸籍に記載される予定の氏名のフリガナ」の通知が送付されます。通知に誤りがあれば1年以内に届出が必要です。通知に誤りがなければ届出の必要はなく令和8年5月以降に通知されたフリガナが戸籍に記載されます。

# 注目の年収の壁、非課税枠160万円に引き上げ

令和7年度税制改正で注目された「年収103万円の壁」、いわゆる所得税の非課税枠が30年ぶりに見直されました。

「給与所得控除」や「基礎控除」の引き上げ、「基礎控除の特例」の創設により最大で年収160万円まで非課税枠が引き上げられました。

減税になる一方、改正された内容は複雑になっており、給与計算や年末調整の業務に携わっている方は新たな改正内容の把握や関連ソフトのバージョンアップ、従業員への情報提供や問い合わせの対応など今から頭が痛くなりそうです。

## 給与所得控除の最低保証額の引き上げ

給与所得控除については最低保証額55万円から10万円引き上げ、65万円となりました。

## 基礎控除の引き上げ

所得税の基礎控除については合計所得金額2,350万円以下の者に限り、一律に10万円引き上げることとなりました。

令和7年からの基礎控除の額

合計所得金額	改正前(令和6年分まで)	改正後(令和7年分から)
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

※ 合計所得金額2,350万円超は引き上げなし

## 基礎控除の特例

上記の基礎控除に“上乗せ”される基礎控除の特例は年収に応じて控除額が4段階に分けられています。ただし、合計所得金額655万円超(年収850万円超)の場合、上乗せの特例はありません。

また、合計所得金額132万円超655万円以下(年収200万円超850万円以下)の方に対する上乗せの特例は令和7年分と令和8年分の2年間だけで、令和9年分からは上乗せはありません

合計所得金額 【下段は年収】	上乗せ額	基礎控除+上乗せ額	備考
132万円以下 【年収200万円以下】	37万円	95万円	令和7年以降 恒久的に適用
132万円超 336万円以下 【年収200万円超 475万円以下】	30万円	88万円	上乗せは令和7年・ 令和8年分のみ適用
336万円超 489万円以下 【年収475万円超 665万円以下】	10万円	68万円	
489万円超 655万円以下 【年収655万円超 850万円以下】	5	63万円	令和9年以降は基礎 控除の58万円のみ
655万円超 2,350万円以下	なし	58万円	

改正は令和7年分の所得税から適用されますが、給料や賞与から徴収する源泉所得税はこれまで通りの計算方法により算出します。改正分は年末調整や確定申告で適用することになります。



春といえば真っ先に思い浮かべるのは桜です。桜の語源は諸説ありますが、日本神話に登場する木花之佐久夜毘売（このはなのさくやびめ）という女神が富士山の上空から桜の種を蒔いたという逸話があり名前の一部にある「さくや」が由来しているといわれています。

桜は主に北半球に広く分布し、600種類以上あるとされています。その多くは日本に集中していますが、有名なのは「ソメイヨシノ」です。現在の東京都豊島区辺りに植木の一大生産地であった染井村というところで植木職人によって「オオシマザクラ」と「エドヒガン」という2種類の桜を交配させて誕生した桜です。漢字で「染井吉野」と書きますが、桜で有名な奈良県の吉野山にあやかって名付けられたそうです。その特徴は他の桜より成長が早く、葉が出る前に淡いピンク色の大ぶりの花が咲くことから、観賞用として全国に広まりました。ちなみに奈良県吉野山の桜は8割がヤマザクラで、ソメイヨシノと違い開花とともに赤色の葉を出します。

ソメイヨシノは「自家不和合成」で同じ種類の花粉では受粉できず自力で増えることはありません。オオシマザクラなど土台となる木に切り込みを入れて枝を挿す“接ぎ木”という方法で育てられます。一本の原木から接ぎ木によって日本各地に増えていったソメイヨシノは遺伝的に同じ性質を持つクローンとなるため気象条件が同じ地域では一斉に開花します。そのため気象庁の「桜の開花宣言」の標本木となっています。

花より団子という方のために食べ物の話を最後にひとつ。桜の葉にはクマリンという成分が含まれており、芳香、抗菌作用、血中脂肪低下作用などの効果があり、主に蒸し料理の香り付けに使用されています。桜餅はオオシマザクラの葉を塩漬けにしたものが使われており、柏餅と同様に香りを移すため、防腐効果のために巻かれていますが、柏の葉とは違い葉も食べられます。

## 税務まめ辞典

### 必要経費とは？

先日、某プロ野球選手が料亭や高級クラブでの飲食費などを必要経費として申告したところ、国税局より「野球に関係ない支出は認められない」として3年間で2億4千万円の申告漏れを指摘され、約1億円の追徴課税をされたという記事を目にしました。

所得税法で定められている必要経費とは、①収入を得るために直接要した費用、②販売費、一般管理費など業務について生じた費用をいいます。①は単純明快で、商品の仕入や材料費、外注費などが該当することが容易にわかりますが、②は交際費や福利厚生費、消耗品費など多岐にわたり、どこまでが経費として認めてもらえるのかハッキリしません。

よく「スーツは経費になりますか？」といったご質問をいただきますが、様々な業種の方がいらっしやいますので「なる」か「ならない」は一概に決められません。

例えば普段は作業服で仕事をしている方が、得意先との商談時にしか着ないスーツを購入した場合、スーツを着て商談に臨まないと仕事をもらえないのであれば必要経費で計上してもよいかと思えます。ただし、ハイブランドで高額なものやプライベートでも着る機会があるなら必要経費にはなりません。

また、得意先との商談の際の食事代や業務の区切りで行った従業員との打ち上げ費用は必要経費となりますが、単なる朝昼晩の三度の食事代は経費にはなりません。

大事なのは税務調査時に調査官から質問があった際に、「収入を得るために必要な経費」だという理由をしつかり説明できるかどうかです。

推測ですが、冒頭の料亭や高級クラブの費用は、たとえチームメイトとの親睦を深めるため、情報収集をするためだったとしても回数や金額が高額である必要性を否定されたのではないでしょう。